

2020年11月19日

2021年7月8日 一部更新

2021年10月11日 一部更新

2023年1月4日 一部更新（変更部分ハイライト）

学生・教職員各位

大学院総合文化研究科・教養学部

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航ならびに
海外からの入国について（第3報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行に鑑みて、本研究科・学部は渡航・入国全般についてのガイドラインとして、2021年10月11日付けで「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航ならびに海外からの入国について（第2報）」を発出いたしました（以下、「ガイドライン」と略称）。しかしながら、流行の終息が見込まれない状況の下、長期間にわたって渡航制限を行うことは、教育・研究上支障を来すことも懸念されます。

については、構成員の渡航に関して、「海外渡航の可否判断基準のガイドライン」（新型コロナウイルス対策タスクフォース作成）に基づき、研究科・学部において可否判断を行うこととなりました。

皆さまには、各自で最新の情報の把握に努め、適切な計画を策定していただきますようお願いいたします。

*文中で言及される各種ホームページは、本通知末尾に一括して示してあります。

1 渡航に関して

以下の項目すべてについて各自の責任で最新の情報を確認した上で、下記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」もしくは「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」に従ってください。研究・教育とは無関係な個人の資格による渡航であっても本通知の要請に従ってくださるようお願いいたします。

(1-1) 渡航先の危険情報について、外務省海外安全ホームページで最新情報を確認してください。感染症危険情報レベル2以上に指定されている国や地域への渡航は慎重に検討してください。レベル1以下であっても、日本への再入国後には行動の制限が課される場合がありますので、渡航の必要性をじゅうぶんにご検討ください。

(1-2) 渡航予定先のビザ発給制限、入国制限、検疫体制、活動制限などについては、各国当局のホームページや駐日大使館などにて最新情報を確認してください。

(1-3) 国籍にかかわらず、再入国後には一定の行動制限が課される場合がありますので、下記「2 入国に関して」を必ず参照してください。

2 入国に関して

以下の項目すべてについて了解した上で、下記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」もしくは「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」に従ってください。

(2-1) 海外から日本へ入国・再入国する際の検疫措置（水際措置）に関しては、厚生労働省ホームページの「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）」で最新情報を確認してください。これは国籍にかかわらず、すべての入国者・再入国者を対象とする措置ですのでご注意ください。

(2-2) 日本への入国拒否対象となっていたる国・地域について、全ての対象地域が解除されました。（法務省出入国在留管理庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」を参照ください）法務省出入国在留管理庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」で最新情報を確認してください。該当する国・地域のパスポート所持者は日本国内で就業・修学していても上陸拒否対象となる場合があります。また、入国拒否対象の国・地域に滞在歴がある場合には、たとえそれ以外の国・地域からの入国・再入国であっても、別途制約が課されることがありますので、厚生労働省ホームページの「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）」で最新情報を確認してください。

(2-3) 海外から日本への入国・再入国について、政府では国際的な人的往来の段階的緩和を進めています。詳しくは外務省ホームページの「国際的な人の往来再開に向けた措置について 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」で最新情報を確認してください。

(2-4) 上記(2-1)、(2-2)、(2-3)を前提として、なおも入国・再入国する場合には、新型コロナウイルス検査の実施有無や、出発地・経由地にかかわらず、すべての国・地域から入国した日から起算して14日間は体調管理（体温測定、健康管理、外出を控える）に努め、大学には来ないようにしてください。また、14日間の体調管理中であることを所属専攻・所属部署または所属する各課程の事務に伝えてください。宿舎に居住している場合は、共有スペース（多人数が利用するホール・ラウンジ等）は必要最小限の使用にとどめてください。ただし、上記(2-1)に示す、厚生労働省による検疫対象となった場合には、入国後待機等が完了するまでは大学に来ないようにしてください。その日数も含めて合計14日間が経過した後に大学に来てもかまいません。14日間が経過した後に大学に来る場合は、各キャンパスの入構ルールに従って必要な手続きをしてください。

3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン

上記「1 渡航に関して」および「2 入国に関して」を踏まえて、研究目的で渡航・入国するには以下の諸点に留意して計画を立案してください。感染拡大状況によっては「海外渡航における感染対策等注意事項確認書」の提出や審議が再開することがあります。再開に当たっては改めて通知いたしますので、ご対応をお願いいたします。

(3-1) 外務省海外安全ホームページが示す感染症危険情報レベルが「レベル 2」以上である国と地域への渡航は慎重に検討してください。ただし、教育・研究上必要な渡航であると判断される場合は、所定の様式に必要事項を記入した上で、「海外渡航にかかる提出書類の変更について」(2021年10月11日付教養学部等事務部通知。以下「事務部通知」という。)に従って提出してください。提出された書類に基づき、研究科・学部において渡航の可否判断を行います。

(3-2) 渡航先の感染症危険情報レベルが「レベル 1」以下である場合にも、再入国に際しては上記(2-4)に示す行動制限をお願いします。したがって、再入国後に業務に支障を来さないよう、所属する専攻・系や部会などにおいて事前に調整をしてください。

(3-3) サバティカル研修や若手研究者の国際展開事業など研究科や大学の承認をすでに得ている渡航する場合には、上記(3-1)にしたがって渡航承認を得るための申請を行ってください。

渡航を延期する判断をされた場合、所属の専攻・系や部会などでの調整がなされるのであれば、研究科としても柔軟に対応いたします。今後のサバティカル研修や若手研究者の国際展開事業などを計画している方は、現在の情勢にかかわらず、所属の専攻・系や部会などで申請手続きを進めていただいてもかまいません。

(3-4) 大学院学生を同行させるのは、それが研究上の必要であることが明らかである場合に限り、教育目的での同行については下記「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」を参照してください。

4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン

学生の渡航や入国については緩和の方向に向かっていますが、新型コロナウイルスの流行が終息したわけではなく、時期によっては用務先の国においてまさに感染が拡大している場合もあり得ます。上記「1 渡航に関して」および「2 入国に関して」を踏まえて、大学院生であると学部生であることを問わず、教育・学習目的で渡航・入国するには以下の諸点に留意してください。渡航先の国・地域では厳しい行動制限が課せられる場合もありますし、渡航後の再入国に際しても、自宅待機など授業履修に影響を与える制限が課せられます。したがって、短期の渡航プログラムは、リスク諸制限を考慮に入れてもなお顕著な教育的意義があるかどうか熟慮の上で実施可否を検討してください。

(4-1) 短期渡航プログラムに関して。

(4-1-1) オンライン形式による代替措置を積極的にご検討講じてください。特に、教育への ICT 活用は COVID-19 の流行有無にかかわらず、Society5.0 を見据えた新たな国際教育の可能性を拡張する途でもあります。

(4-1-2) オンライン形式による代替措置が不可能な渡航計画に関しては、上記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じて計画を立案してください。ただし、情勢急変のリスクがあることや渡航先や日本再入国時において諸制限が課せられることを参加者やその保護者（未成年学生の場合）に対して不足なく説明するとともに、誓約書などによって参加者やその保護者がそれらに関して了解していることを必ず確認してください。

(4-1-3) 本研究科・学部において対面授業が一切認められていない「ステージ・レッド I」以上の入構制限が実施されている場合は、短期渡航プログラムも実施しないでください。

(4-1-4) 実施に際しては、通常の渡航において課せられる安全上の各種措置は従来通りの規定に従って準備してください。

~~(4-2) 本研究科・学部~~に留学などで在籍する予定の学生について。

~~PEAK 生を初めとして、正規学生、特別聴講学生、研究受託指導学生など、海外から入国して本研究科・学部で学ぶさまざまな学生の中には、予定の期日を過ぎてもなお入国できない人が相当数いることが想定されますが、この問題は居所が国内外のいずれであるかにかかわらず生じるので、本研究科・学部において別途、対策を講じます。~~

(4-23) 学生が個人で企画する海外渡航について。

(4-23-1) 学生が公的であると私的であるとを問わず、個人で企画して行う海外渡航に関しては、上記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じます。

(4-23-2) 学生が帰省などのために出国する際には、再入国に際しての土陸拒否や入国制限について、最新の情報を確認するようにしてください。の対象となる場合がありますので、上記「2 入国に関して」に従って慎重に検討してください。なお、一時帰国する場合であっても事前申請が必要です。所定の様式を事務部通知に従って「海外渡航届」提出登録フォームに必要確認事項を登録提出してください。提出された書類に基づき、研究科・学部において渡航の可否判断を行います。再入国の際には、本研究科・学部が要請する行動制限が同様に要請されます。

(4-34) 長期留学に関して。

長期留学に関しては派遣プログラム運営者の指示に従ってください。休学して海外で長期滞在する等の場合の渡航についてはこの通知の限りではありませんが、学籍異動の願出と併せて、所定の様式を事務部通知に従って「海外渡航届」提出登録フォームに必要確認事項を登録提出する必要があります。提出された書類に基づき、研究科・学部において渡航の可否判断を行います。再入国の際には、本研究科・学部が要請する行動制限が同様に要請されます。

5 職員の渡航と入国に関しては、「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じます。

【ガイドラインが言及する各種ホームページ】

- ・外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・外務省ホームページ「国際的な人の往来再開に向けた措置について国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
- ・厚生労働省ホームページ「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html
- ・法務省出入国在留管理庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」：
http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

【その他、関連情報に関する各種ホームページ】

- ・外務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（2022年10月11日以降適用）感染症危険情報の変更に伴う水際措置等手続の変更について」（2022年10月11日 2020年11月1日以降の新たな変更点が包括的にまとめられています）：
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C083.html
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C078.html
- ・外務省渡航登録サービス：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>
- ・WHO ホームページ（Coronavirus disease (COVID-19) advice for the public）：
- ・国立感染症研究所ホームページ（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報（新型コロナウイルスに関する解説及び中国湖北省武漢市等で報告されている新型コロナウイルスに関連する情報））：
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/covid-19.html>
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

【カウンセリング窓口の紹介】

不安を感じている方には以下の相談窓口がありますので参考にしてください。

- ・留学生相談室・カウンセリング
（日本語：<https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/inbound/support/advising.html>）
（英語：<https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/en/inbound/support/advising.html>）
- ・駒場学生相談所：<http://kscc.c.u-tokyo.ac.jp/>

・ 駒場保健センター精神科 : <http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/mhs/offices/>